

6次にわたる法律改正でさらに充実。

〈これまでの法改正の主たる内容〉

◎第1次改正

- 提出代行業務の追加
- 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の設立
- 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の行政機関への協力

◎第2次改正

- 社会保険労務士の職責の明確化
- 提出代行業務の範囲の拡大

◎第3次改正

- 事務代理の新設
- 勤務社会保険労務士に関する規定の整備

◎第4次改正

- 職務内容の明確化
- 登録即入会制への移行

◎第5次改正

- 社会保険労務士試験の試験事務の連合会への委託
- 社会保険労務士制度の充実

◎第6次改正

- あっせん代理業務の追加
- 社会保険労務士法人制度の創設